マイナンバーカードの健康保険証利用

限度額適用認定証の準備が不要になりました！

限度額適用認定証とは？

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

医療機関・薬局の窓口での支払いを
自己負担限度額までにとどめるためには、
事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。

これからは

**「限度額適用認定証」がなくても、
限度額を超える支払いが免除されます。**

※ご加入されている医療保険がデータを登録していない場合には、これまでと同じ扱いとなります。

医療機関・薬局に提供される情報は？

患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1　自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2　限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。